

令和3年度買い物サービス支援事業の募集について

1 趣旨

近隣の小売店の閉店などにより、日常生活において身近な買い物に不便を感じている買い物弱者が増加していることをふまえ、買い物サービスを提供する事業の実施を支援します。

2 補助対象事業

買い物弱者の生活利便性を向上させる事業

例) 移動販売、ミニスーパー、買い物送迎バス 等

3 補助対象経費

事業実施（拡充）にあたっての初期費用

（備品購入費、システム構築費、消耗品費、賃借料（リース料） 等）

4 補助対象者

実施事業者（法人、個人は問わない）

5 補助要件

以下①～③すべての条件を満たす事業が対象です。

- ① 買い物困難地域（徒歩で外出し、買い物を行うことに困難を感じる、買い物弱者が多い地域）（主として中山間地域）で実施されること。
 - ※ 「買い物困難地域」であることは、地域の高齢化率やスーパーの数・距離、アンケート結果等を踏まえ、申請者が明示する必要があります。
- ② 複数事業者が連携して実施する、新規若しくは拡充事業であること。
 - ※ 「商店街振興組合」「事業協同組合」などは複数の中小企業者の集合体であることから、単独法人での実施でも対象とします。
- ③ 次年度以降も継続して実施されることが確実な事業であること。
 - ※ 事業実施計画書において、次年度以降の実施予定を、事業計画や収支計画などの根拠も含めて記載してください。

6 補助限度額等

補助限度額：500千円

補助率：県1/3、市町村1/3、事業者1/3

ただし、市町村補助金（県補助と同額以上）が交付されることが必要です。

7 応募方法

(1) 募集期間

令和3年3月24日（水）以降随時、申請受付

※予算額に達した時点で募集終了

(2) 提出書類

① 様式第1号 交付申請書

② 様式第2号 事業計画書

③ 様式第3号 収支予算書

④ その他関係書類

- ・補助事業者の概要に関する書類
- ・事業対象地域が「買い物困難地域」であることを示す資料
- ・見積書の写し又は積算の根拠となる資料
- ・その他参考となる資料

(3) 応募上の注意

応募の際には、市町村からの同額以上の補助見込みが必要となりますので、各市町村担当課にご相談ください。

(4) 提出先

富山県 商工労働部 商業まちづくり課 商業活性化係

（4月以降 地域産業支援課 商業活性化係）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

TEL：076-444-3253

（事業者は、各市町村担当課を通じて補助金交付申請書を提出してください。必要な場合は事前にご相談ください。）

8 審査について

提出された書類に基づいて、県商業まちづくり課にて審査を行います。必要に応じて関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。